

要 請 書
(第12回定期協議において回答を求める事項等)

厚生労働大臣 後藤 茂之様

2022年1月11日
障害者自立支援法違憲訴訟団

本要請書は社会保障審議会障害者部会に資料として必ずご提供ください。

第一 基本合意・骨格提言の尊重

1 基本合意文書

2010年1月7日に締結され、同年4月21日までに全国14の地方裁判所で確認された、国（厚生労働省）と当訴訟団との基本合意文書を尊重して今後も障害者福祉法制を推進する方針であることを確認させてください。

2 骨格提言

国は障がい者制度改革推進会議総合福祉部会2011年8月30日付骨格提言を今後の障害者福祉法制を推進するにあたり尊重することを改めて確認させて下さい。

3 障害者権利条約

国連の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」) (Convention on the Rights of Persons with Disabilities) を日本は2014年1月20日批准し、同年2月19日から国内でも法的効力を有するようになりました。

日本国憲法98条2項は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とします。

当訴訟団は、現行の障害者総合支援法等の障害者福祉法制が障害者権利条約の求める水準に達していると評価していません。

現行の障害者総合支援法をはじめとする日本の障害者福祉法制について、障害者権利条約の求める共生社会の実現に向けてなお最善を尽くす旨の後藤厚生労働大臣の所信をお聞かせ下さい。

4 「自助の強要は人権を脅かす！」

私たち訴訟団は2021年9月8日「自助の強要は人権を脅かす！」をメインテーマ、サブタイトル「国は基本合意を再確認し、骨格提言の実現を」と題するオンラインシンポジウムを開催し、全国を含む全国各地から約500名が参加しました。

そこでは、現在国が推し進めている「自助・共助」を、社会福祉（国の言うところの「公助」）より優先する施策、なかんずく社会保障の理念として推し進めようとしている国の政策方針が障害者はもとより、女性・生活保護受給者・高齢者等広く市民の人権を脅かしている危険性を共有しました。

改めて私たちは、基本合意が確認した、障害者に障害者制度利用に対する自己責任を課すと批判された「**応益負担制度を拙速に導入した障害者自立支援法の過ちの反省に立ち、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。**」ことを確認した基本合意の理念こそを社会福祉・社会保障の基本理念として確認すべきことを国に求めます。

国が基本合意を尊重することがあらゆる分野の人権を尊重することにつながるからです。

第二 介護保険優先原則について

1 訴訟団の基本方針

訴訟団は、基本合意三条④号「**介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。**」を国に改めて強く求めます。

2 「浅田訴訟」判決の重要性

2018年に地裁・高裁で下された浅田訴訟判決（同年3月14日岡山地裁・同年12月13日広島高裁岡山支部判決）は、基本合意の重要性を理解し、事情により障害者の選択権を認めるもので、訴訟団として高く評価しています。

訴訟団として改めて国は自治体に対して浅田訴訟判決の趣旨を理解・尊重するよう指導することを求めます。

3 千葉地裁「天海訴訟」判決

他方、2021年5月18日千葉地裁「天海訴訟」判決は、浅田訴訟と類似の事案であるにも関わらず、65歳以上の障害者の障害者総合支援法のヘルパー制度の受給資格として、介護保険の申請と利用を条件とするという明らかに法令解釈を誤るものであり、障害者福祉分野に問答無用で保険の利用を強制させるという過ちを犯しています。

係争中の事案であり今後にこの点の見解や回答を求めるることはしませんが、訴訟団としては、千葉地裁「天海訴訟」判決は基本合意と相容れないものであり、法令解釈を誤っていると考えていることを表明しておきます。

第三 就労時ヘルパー利用について

1 前回定期協議の答弁

この点の昨年2020年11月9日実施の第11回定期協議における厚労省の答弁は「**令和2年度においては…障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、令和2年度予算において、自治体が必要と認める場合には各自治体が支援を行う内容の新メニューを地域生活支援事業に盛り込んだところです。**」というものでした。

要するに、重度訪問介護等の障害者福祉制度によるヘルパーをそのまま職場で利用できるようにするというわかりやすい仕組みを採用せず、職場に対する雇用助成金を広げ、自治体の任意事業である地域生活支援事業の移動支援等を組み合わせてなんとかしろということです。

しかし、国の制度開始から2年経ちますが、国の示す方法により職場内介助を実施する企業や地方自治体が大幅に広がったということは聞きません。

2 質問

- ① 国のいう「雇用と福祉の連携」方式により、職場内ヘルパー利用が可能となった事例を教えてください。
- A 同方式により職場内ヘルパー利用が可能となった障害者は令和2年度で何名ですか。
- B 同方式により職場内ヘルパー利用を可能とした企業は令和2年度で何社ありますか。
- C 地域生活支援事業で職場内介護、通勤介護を実施している自治体は何自治体ありますか。具体的な自治体名も回答ください。
- ② なぜ、障害者総合福祉法に基づく自立支援給付（国の全国統一施策）であるはずの重度訪問介護の受給（利用）資格のある重度障害者が職場で重度訪問介護を利用できずに、地域生活支援事業（自治体それぞれの裁量事業）しか利用できなくなるのですか？

3 要望

仮に助成金との組み合わせ方式を実施するとしても、地域生活支援事業という自治体任せではなく、国の責任事業として重度訪問介護を職場・通勤・通学・学校内等で利用出来る運用とするべきです。

第四 重度訪問介護等の支給決定の在り方について

厚生労働省は、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等および基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」、平成19年2月16日付の「重度訪問介護等の適正な支給決定について」などにおいて、重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているとの見解を明らかにしています。

その上で厚生労働省は、令和3年3月31日付「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1」の問21に係る回答において、「重度訪問介護の支給決定に当たっては、…申請のあった障害者等について、…すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量とすること」、また、「労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること」としています。

以上より、重度訪問介護の支給決定に際しては、「見守り等を含む比較的長時間にわたる

支援を想定した上で、「当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断」し、「利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況および利用意向等を踏まえて」支給量を積算する必要があります。

そして、見守り等の支援を行っている時間についても、労働基準法の観点から、支給量の積算に含めることができます。

ところが、上記のような国の見解が示されているにもかかわらず、「Q&Aの回答はグループホームに関するものであって、重度訪問介護には関係ない」、「労基法第41条第3号の『断続的労働』に該当するとしてあらかじめ労働基準監督署長の許可を受けた場合に限り、見守り等の支援を行っている時間もサービス提供時間として取り扱うが、許可を受けていない場合はサービス提供時間として取り扱わない」などとして、令和3年3月31日付のQ&A等があるにもかかわらず、依然として夜間、体位変換や排泄等の具体的な介助が必要な事態に備えて見守り等の支援を行っている時間帯について支給量の積算を行わず、細切れの支援を前提とした支給決定をする市町村が多くあります。

そこで、重度訪問介護の支給決定のあり方について、国において上記Q&Aが出された後の実態に関する調査を行うと共に、改めて見守り等の支援を行っている時間についても、支給量の積算に含めるよう、より踏み込んだ通知を出すなど、適切な支給決定がなされるための更なる方策をとってください。

第五 入院時ヘルパー利用について

第10回協議にて、入院時の重度訪問介護の利用について、支援区分6以外の者や居宅介護等の他の介護施策での利用も可能にするように要請しました。

第11回協議での国の回答は、

支援区分6の重度訪問介護利用者以外の方については、どのような支援が必要なのか、引き続き事態の把握に努めつつ慎重に判断する必要があると考えます。

というものでした。

入院中にヘルパーが必要な事情は、支援区分6の方に限らず5以下の方でも同様です。コミュニケーション支援が必要な支援区分5の方が、入院中に重度訪問介護が受けられず適切な医療が受けられなかったという事例も寄せられています。

速やかに実態把握に努め、区分5以下の方にも入院中の重度訪問介護の利用を解禁してください。

さらに、第10回協議にて、入院時ヘルパー利用について、①「コミュニケーション支援」目的に不当に限定され過ぎている点、②3か月で打ち切られる被害等の改善についても要請しました。

これに対する国の回答を踏まえて、第11回協議において、

「①病院内で介護者が行うことはコミュニケーションの支援に限定することは誤解であり、制度の趣旨からして誤った運用であること」

「② 90日を超えたら入院中介護が認められないと制限しているものではない」

以上の①②の点について、具体的に周知する通知・事務連絡等の文書で自治体に指導を徹底して下さい。

と求めました。

国の回答は

重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状に応じて病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整の上、サービス提供を行っていただく必要があると考えています。

例えば、コミュニケーション支援の一環として、重度訪問介護のヘルパーが病院等の職員と一緒に体位交換などの直接支援を行うことも可能であり、また、それに加えて、その他の必要な支援も個々の利用者の症状に応じて、病院等の職員と調整の上、行うことが可能ですので、改めて主管課長会議の場を通して周知しております。

また、利用期間については、診療報酬における障害者施設等入院基本料において、長期入院として減算されることになる日数が90日であることを踏まえ、**90日経過後の減算規定を設けているものの、利用期間の制限はありません。**どの程度の期間、入院中の支援が必要かについては、個別のケースに応じて各自治体が判断すべきものと考えますので、必要な周知を行ってまいります。

というものでした。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延下における入院中の重度訪問介護の利用について、第11回協議において、国から

新型コロナウイルス感染症の対応については、訪問系サービスは利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染対策を前提として継続的に提供されることが重要であると考えています

との回答がありました。

しかしその後現在に至るまで、多くの病院で入院中に重度訪問介護の利用ができず、意思疎通に大きな支障が生じている事例が報告されています。

課長会議等で周知するならば、少なくとも

- ① 病院内のヘルパーによる介護はコミュニケーション支援の一環としての体位交換などの直接介護行為や、必要に応じた個々の支援行為が可能であること
 - ② 病院内介護が認められる期間が90日以内は誤解であり国として利用制限をしていないこと
 - ③ 新型コロナウイルス感染症の蔓延下においても、一律に入院中の重度訪問介護の利用を拒否するべきではなく、感染症対策をしつつ重度訪問介護の利用ができること。
- この3点を「通知」、少なくとも「事務連絡」の形にしてください。

第六 食事提供加算と送迎加算について

第10回、第11回定期協議において、食事提供加算の継続・拡充を求めました。

国の回答は

関係団体等のヒアリングを通じて御意見をいただいています。

こうした御意見や事業者の実態等も踏まえつつ、丁寧に議論してまいります。

というものでした。

基本合意3条は

「障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。」としています。

これは食事提供加算の急激な削減は実態に即していないことを基本合意が確認していることを意味しています。

改めて、訴訟団として、食事提供加算の継続・拡充を繰り返し求めます。

第七 報酬支払い方式（日払い制度を骨格提言の採用する方式に）

第10回、第11回定期協議で「1 施設系の日払い報酬を骨格提言の採用する方式に早急に変更して下さい。」と要請しました。

国の回答は

障害のある方がその状況やニーズに応じていろいろなサービスを組み合わせて使うことができるよう、日々の利用実績に応じた日額払い方式により報酬が支払われる仕組みとしており、これは医療保険制度や介護保険制度も同様です。なお、日払い方式の導入にあたっては、利用者の急な欠席等に対応した際の評価として報酬で加算を設けています。

利用者がニーズに合ったサービスを選択できるようにするためにには**基本的に日払い方式を維持すべきと考えております**が、報酬の在り方については介護などほかの制度も参考としつつ、経営実態やサービス利用の実態を踏まえながら検討してまいります。

というものでした。

しかし、国は骨格提言を尊重するとしています。

そして、骨格提言は

施設系支援に掛かる報酬については、
「利用者個別給付報酬」（利用者への個別支援に関する費用）と
「事業運営報酬」（人件費・固定経費・一般管理費）
に大別する。

前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。

としています。

つまり、人件費・固定経費等の一般管理費は、月額払いを原則とせよとしているものです。

その上で

前者（利用者個別支援費）を2割、後者（事業運営報酬）を8割程度とする。
としているのです。

国いう「日払い方式維持」は骨格提言と相違しています。
換言すると骨格提言も「2割程度の日払い方式維持」をしているものです。
また、在宅支援においては、日払い方式維持を提言しています。
つまり、国が指摘する「障害のある方がその状況やニーズに応じていろいろなサービスを組み合わせて使うことができる」は在宅サービスでは日払い方式として実現しており、
他方、通所または入所施設サービスにおいて機械的に運用することの弊害を骨格提言は指摘しているものであり、骨格提言の方式への転換は無理だと頑なに拒否する姿勢を変え、
制度の見直しを柔軟に考えてください。

第七の2 新型コロナが明らかにした現行報酬方式の欠陥

第11回定期協議で、コロナ禍のもと
【給与・工賃等減額補償制度の創設を】
求めました。

国の回答は

生産活動が行えなくても利用者の居宅等でできる限りのサービスを提供した場合には、通常と同額の報酬算定を可能とする。そこで働く利用者への工賃の支払いに自立支援給付費を充てることを可能とするなど、柔軟な取扱いを認めております。

さらに、令和2年度第二次補正予算において生産活動活性化支援事業を創設し、生産活動の再起を図るために必要となる費用の助成を実施しております。

というものでした。

国が一定の対応をしているとはいえ、コロナ禍で事業運営の根底が破壊されている状況の支えには遠く及びません。

労働者・利用者に不利益が生じないように【給与・工賃等減額補償制度】の創設を改めて求めます。

第七の3 2021年度（令和3年度）報酬改定の問題点

1 日中活動・就労支援事業への影響

2021年度の報酬改定では、重い障害のある人が利用している事業所や、小規模な事業所の減収など、運営に対する圧迫があることが報告されています。

重度障害がある人の日中活動の場である「生活介護」は、障害支援区分ごとに報酬額が異なりますが、すべての区分で減収になりました。

国は新たに「重度障害者支援加算」を設けたことをアピールするのでしょうか。

しかし「常勤換算で3人以上の看護師を雇っていること」が要件であるため、たとえ重度重複障害の利用者がいる場合でも、ほとんどの生活介護事業所は、その対象にならず、

結局、基本報酬が削減され、生活介護事業の運営を圧迫しています。

また、第10回・第11回定期協議においてもこの論点を議論していますが、障害者の「はたらく」場である「就労継続支援B型」では、平均工賃ごとの報酬単価を7区分にしました。

今回の改定で国はそれを**8段階**に分け、**平均工賃1万円未満の事業所の報酬額を引き下げました。**

就労継続支援事業所は、軽度障害者だけを利用者とすれば工賃は上がりますが、重い障害をもった利用者、労働時間や労働日数その他で合理的配慮を必要とする精神障害のある人等を積極的に受け入れて支援している事業所が厳しい運営に追い込まれています。

法（憲法・障害者権利条約・障害者基本法・障害者総合支援法等）の精神を正しく当てはめれば、国はそのような事業所の運営こそを手厚く援助するべきであり、現在の報酬設定のあり方は疑問です。

2 グループホーム事業への影響

グループホームの報酬改定では、障害支援区分4以上はプラス1単位となりました。

半面、**障害支援区分3以下は引き下げられました。**

障害支援区分の調査項目は、機能障害、ADL、行動障害などの80項目ですが、「**生活のしづらさ**」や「**社会生活を送る上での困難さ**」は、反映されない限界があります。

障害支援区分が低く出てしまう利用者であっても、日常の生活支援ニーズの高い利用者はいます。

国はその点を見逃しています。

今回の基本報酬の改定は、そうした人たちを支援しているグループホームの運営に大きな影響を与えています。

法の精神を正しく当てはめれば、国はそのような事業所の運営こそを手厚く援助するべきであり、現在の報酬設定のあり方は疑問です。

3 コロナウイルス感染拡大や自然災害に伴う影響

とくに、コロナウイルス感染拡大や自然災害時などにおいて、これらの日中支援や暮らしの支援の事業所に対する報酬の日額制は、事業所運営に大きな影響を及ぼしました。

コロナ禍では臨時の対応として日中支援の基本報酬単価は請求できたものの、その他の加算は請求できませんでした。

その結果、多くの日中支援事業所は減収を余儀なくされました。

それに対してグループホームは、感染を警戒した利用控えがあっても、その分の補填はありませんでした。

4 障害者総合支援法の「定時改定」に伴う【グループホームの見直し】について

(1) 懸念される問題点

現在、厚労省では、障害者総合支援法の定時改定案の検討がすすめられています。

6月28日の第113回社会保障審議会・障害者部会における、「**障害者の居住支援について**」では、グループホームの「現状・課題」について、以下のような厚労省の見解が示されました。

○一方、グループホームの利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在。
(省略)

また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備を進めているが、一部の市町村における整備に留まっている。

障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本理念を踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現・継続を支える支援の充実が課題。

○なお、グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないとといった支援の質の低下が懸念される。

これを踏まえた「検討事項（論点）」では、「グループホーム制度の在り方（障害者か希望する地域生活の実現、重度障害者の受入体制の整備等の観点を踏まえた検討）」としか書かれていませんため、具体的な見直しの方向性は不明でした。

しかし、厚労省の令和2年度障害者総合福祉推進事業において「障害者支援のあり方にに関する調査研究—グループホーム、地域生活支援の在り方—事業報告書」（令和3年3月、PwC コンサルティング合同会社）がまとめられています。

社会保障審議会・障害者部会の資料は、この「**事業報告書**」をベースにしていることは確かです。そして、この「**事業報告書**」はグループホームを大幅に見直し、二つの類型に制度化することを提案しています。

その類型は「**一般型**」と「**地域生活移行支援型（仮称）**」に分け、障害のある人が選択できるわけでもなく、障害支援区分で利用を分けし、しかも「**地域生活移行支援型**」には、「**標準利用期間**」を定めとしています。

つまり、障害支援区分で切り分けられ「**地域生活移行支援型**」を選ばされた障害のある人は、数年後には、本人の希望は無視され、グループホームを退去しなければならなくなります。

11月5日の第121回の社会保障審議会・障害者部会で提案された「**障害者の居住支援について**」では、「**グループホームにおいて、一定期間の中で本人が希望する一人暮らし等の地域生活に向けた支援を行うことを目的とする新たなグループホームのサービス類型の創設を検討**」する方向が提案されました。障害関係団体からの意見・要望を一定程度反映したも

のと思いますが、その考え方は前述した「事業報告書」を基本としたものです。

地域での自立生活の実現の方向性は理解できますが、障害のある人たちが地域生活を送るためには、所得保障としての障害基礎年金の拡充、民法の扶養義務制度の廃止を含む見直し、障害のある人の地域生活を支えるための在宅支援や意思決定支援の仕組みなどの法律・制度の拡充が欠かせません。こうした法整備や資源が現状では極めて乏しいまま、一方的に障害者総合支援法によって判定された障害（支援）程度に応じて、期間を定めて地域生活移行を強いることは、「地域移行」を逆手にとって、グループホームからの障害のある人の追い出しを企図しているのではないかとの危惧を感じるとの意見も聞こえてきます。

現状でもグループホーム利用者によるヘルパーなどの個別支援者の利用は原則的には禁止されていますが、地域移行を推進させるためには、まずは、グループホーム利用者が個別支援者と共に地域生活移行を考えられるためにも、その点の課題を解決することが先に行うべきことです。

地域での在宅支援施策を充実させることとセットとしない以上、国の今のやり方はそのような批判を甘受せざるを得ないと考えます。

（2）「骨格提言」で示された方向性の再確認！

障がい者制度改革・総合福祉部会の「骨格提言」では、「グループホームとケアホームをグループホームに一本化する。グループホームの定員規模は家庭的な環境として4～5人を上限規模とすることを原則とし、提供する支援は、住まいと基本的な日常生活上の支援とする」と提言しています。

その理由は、

「地域社会で自立生活をすすめるための共同住居（家）という原点に立った制度構築をする。グループホームでの支援は、居住空間の確保、基本的な生活支援、家事支援及び夜間支援とし、一人ひとりに必要なパーソナルな支援については個別生活支援を利用できるようにする。一人ひとりがよりその人らしさを発揮できる状況を生み出し、住民として暮らしていくことが大切です。

一方、グループホームは「特定の生活様式を義務づけられない」ためにも、自分で自分の暮らしを選ぶ、選択肢の一つだと考える必要がある」とされています。

こうした考え方とは、障害者権利条約の「誰とどこで暮らすかは、自らが決める」につながるものであり、「事業報告書」で提案されたような「障害支援区分で居住先が決められ、しかも利用期間が制度で縛られてしまう」方向性は、こうした考え方に対するものです。

第八 家族の収入に依拠する利用者負担制度を廃止し、本人の収入額で算定する仕組みに転換を。

第10回、第11回協議で「利用者負担は本人だけの収入で算定する仕組みに転換」するよう要請しました。

この点の国の回答は次のものでした。

障害者権利条約における障害者権利委員会の他国政府に対する総括所見の勧告等に関しましては、他国政府の障害福祉施策等に対する個別の指摘事項として捉えております。

現在の障害福祉サービスに係る利用者負担額の算定にあたっては、民法に配偶者の扶助義務が課せられていることなどを考慮し、障害者の配偶者の収入を考慮に入れて判断する仕組みとしています。前回の定期協議においても御説明ましたが、利用者負担の在り方につきましては、平成27年12月の社会保障審議会障害者部会の報告における利用者負担に係る議論などを踏まえ、引き続き検討してまいりたいと思います。

なお、令和元年10月より、就学前の障害児について、幼児教育・保育の無償化に併せ、満3歳となった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に障害児通所支援及び障害児入所支援の利用料を無償化しております。

まず、他の国に対する勧告だから関係ないという態度は**国際条約遵守の精神として不合理**と思います。

また、**民法の扶助義務を根拠として家族に利用者負担を課すことが正当化されるという考え方自体を見直して下さい。**

令和元年10月から開始された、就学前の満3歳以降の4月からの3年間の障害児通所入所施設利用料の無償化に関しては評価します。

ぜひ、これを「就学後の18歳未満の児童」全体に及ぼし、在宅サービス等他の障害児支援施策にも適用してもらうようお願いします。

基本合意三条は

「③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。」
としています。

基本合意を実現してください。

第九 自立支援医療の利用者負担の低所得者無償化

この論点については、第1回協議から第11回協議まで一貫して強く要請しています。

この点の国の回答は次のものでした。

厳しい財政状況の中で実現に必要となる多額の恒久的な財源を確保することは困難であり、引き続き重要な課題として検討していく

日本の精神科病院の入院患者は約27万人です。

障害者権利条約はこれらの入院患者が退院し、地域で生活出来るように求めています。

遅々として進まない精神科入院患者の地域移行を進めるためにも少なくとも低所得者の精神科への通院費用負担を無償化することは不可欠な制度設計と思われます。

ぜひ、この点の実現を再検討してください。

以上

各 地 の 声 (第12回定期協議)

埼玉	<ul style="list-style-type: none"> ・私の娘は53歳になりました。今、いも子作業所で働き、入所施設で暮らしています。加齢とともに身体に異常が出てきました。初期のパーキンソン病です。足のフラツキでよく転びます。でも仲間に支えられ、家族の一員（やっと入所が、自分の居場所になりました）として、暮らしている様子が伝わってくると私の緊張もほぐれます。職員のよりそいと深い観察、さすがプロを感じました。 ・さて、基本合意が結ばれて10年経ちました。でも国に誠意はなく応益負担は撤回しても、他の約束事は一切実現する気ないのですね。 ・私達親が今一番望んでいるのは、職員の身分保障です。安定した給料と種々の身分保障は職員にも安定をもたらし、新たに障害のある人に向き合う活力を生みます。仲間達の生活に豊かさをもたらすことにつながります。 ・総合支援法の見直しの時期です。基本合意が、見直しされる姿勢を見たいものです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・息子の入院も4年になりました。この2月には肺炎になり、覚悟も迫られる日々もありましたが、今、体調は安定しています。でもコロナ禍の今面会も出来なくなって1年近くなり、看護師さんの声かけなどへの反応も大分にぶくなっている様子です。視覚障害もある彼には直接さわって声かけや歌いかけが必要なのですが、叶わず、もどかしく情ない日々です。 ・また、お世話になっていた作業所、ホームでは慢性的な職員不足に加えて利用者も親も高齢化、重度化が増し、施設の老朽化等々悩ましいことだらけです。 ・これらのことこそ自助努力だけではどうにもならない部分が多く、公的支援が不可欠だと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法訴訟の時に、知的障がいの重い息子は日中支援以外のサービスを利用すると多くの費用がかかると訴えました。その後、様々なサービスが実施できる事業者と契約することができましたが、その事業者が今年3月でやめてしまいまい、また元の状態に戻ってしまいました。4時間位利用しただけで1万円近くかかります。時によっては利用せざるを得ないのが現状です。他の相談支援事業等でも撤退する事業者が後を絶ちません。報酬単価が低すぎて事業が成り立たないのがその理由と思われます。サービスを選べる実情ではないと思います。 ・人件費や食材費、燃料代が高騰を続いている中、食事提供加算や送迎加算が打ち切りになれば、それこそ主事業への圧迫になり、かと言って安易にその分を利用者側に課すことはできません。引き続き、食事提供加算、送迎加算の継続、拡充をお願いします。 ・公助なくして自助、共助はありません。
	<p>(自立支援法違憲訴訟 定期協議への思い)</p> <p>基本合意から10年、障害者は基より家族も、当時以上の困難を抱え、明日が見えない不安を抱えながら日々を送っています。基本合意・骨格提言に基づいた施策が早急に行われるよう心から望みます。※報酬の日額払いについては、基本報酬だけで安定した運営ができる報酬体系にし、月額払いを原則とする骨格提言の実現を強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回の定期協議の場で切実な緊急の課題として訴えてきました。コロナ禍、豪雨災害等で、安定した運営が脅かされる中、障害の重い人、多くの困難を抱えている人の日常が脅かされています。※生きる基盤を支える暮らしの場について、緊急で重要な課題としての対応策を講じることを求めます。 ・住まいは人権・暮らしは人権の立場で、暮らしの場の整備に必要な、実態把握を国の責任において行うこと ・当事者が選択できる多様な暮らしの場の整備を実態に即して、計画的に進めること ・地域生活支援拠点整備を、制度的な虐待ともいえるロングショートの解消へ、宿泊を伴う施設整備と合わせ積極的に進めること ・グループホームでの安心した暮らしが安定してできるよう、暮らすに相応しい建物整備への助成、支

埼玉	<p>援職員が働き続けられる処遇の改善を進めること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設の改善改革は人権上からも緊急課題 土日の日中の報酬評価を平日並みにすること 行動援護、移動支援の事業を施設入所者にも活用できるようにすること <p>※かけがえのない人生を応援する福祉労働者の地位の向上を、障害者と家族は切実に望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全産業平均賃金までの引き上げを早急に行なっていただきたい ・処遇の改善は、加算方式でなく、基本報酬の抜本的な改善をはかること ・職員の配置基準は、労働換算によるものではなく、常勤を原則とするよう改めること <p>埼玉地裁での勝訴的和解のあの日、原告・関係者みんなで喜びあった、あの光景は忘れられません。しかし、その同じ頃「もう頑張れない」とメモを残して埼玉の親子が命を絶った、そのことも重く胸に抱えてきました。当時より更に、厳しい深刻な状況の中で暮らしている障害者と家族の実態があります。</p> <p>・現在、国は「自助・共助」を押し進めており、本来、社会福祉は公的責任においてなされるはずが、まるで自己責任として押しつけられています。更にコロナ禍が追い打ちをかけ、障害のある人のケアは、結局は家族責任とされているのが現状です。</p> <p>・基本合意文書にある「憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援」できるような、また骨格提言にある「家族責任から社会責任への転換、家族依存からの脱却」ができるような法改正・法整備を切に望みます。</p> <p>・現総理大臣は、国民の声を聞いて下さるようなので、厚労省の皆様も是非、私たちの声をしっかりと聞いていただきたいと思います。</p> <p>・障害者が家族介護に依存せず、一人の自立した個人として暮らすための社会資源、支援サービスが不足しています。</p> <p>・埼玉県では入所待機者1600人、グループホームも重度の障害者が安心して利用できるホームは限られています。老障介護、ショートステイのたらい回しなど障害者と家族の過酷な実態があります。</p> <p>・障害の重い人も自分に合った多様な暮らしを選択できるように、グループホーム、入所施設など必要な社会資源の整備、支援サービスの充実を望みます。暮らしを支えるケア労働の価値を社会で共有し、施設職員の処遇改善を望みます。</p> <p>・介護する家族も人権が大切にされますよう、介護の社会化により、障害者の親が「自己責任」に追いつめられ、我が子に手をかけるという不幸な事件が起きないよう願っています。</p> <p>(同世代の者との平等を政策の基本に)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約を批准したにもかかわらず、この国の政策は、特に暮らしの場の政策においては、自己責任・家族責任のうえに成り立っているといつても過言ではありません。 ・次期障害者総合支援法の改正における「障害者の居住支援について」の検討では、重度者への重点化の視点から、グループホームの対象者をしぼり、希望する地域生活の実現として、グループホームでの生活と対比するように一人暮らしや家族等との生活があげされました。一人暮らしや家族との生活は、まさに家族が支援の基になります。また、地域生活支援拠点の整備推進では「親亡き後のため」と明記されています。障害のある人は親とともに暮らし、親が支えられなくなったら介護保険という保険制度の共助で支える、これが国の障害者福祉の有り様ということです。 ・また、グループホームや入所施設の制度には、報酬体系にも示されるように、土曜・日曜は実家への帰省が組み込まれ、親が含み資産になっています。 ・障害者権利条約の目的には、他の者との平等・同世代の者との平等があげられています。暮らしの場は、親密な関係の中で、ありのままの存在として認められ、信頼の感覚と自尊心を養う場所です。障害の有る無しに関わりなく人として必要な場所です。同世代との平等を考えると、自立要求を持つ成人期の親密な関係は、親とのものではありません。 ・障害のある人の暮らしの場が、訓練の場であったり、パッチワークの様に支援をつなぎ合わせた、親密な関係を問題にしない場であってはならないと思います。
----	---

埼玉	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームや入所施設など夜勤のある暮らしの場における相当な生活水準の確保と、職員の労働環境の改善は相関しています。 ①夕方から朝に至る暮らしの支援に関わる職員の配置基準を定めること。 ②少なくとも昼間の支援と同等の報酬を保証すること。 ③土曜・日曜に十分な余暇が保証できるよう、必要な報酬を認めること。 <p>など、抜本的な改善を望んでいます。</p> <p>現在の夜勤は月4回から10回、17時間拘束が当たり前です。体調の維持が困難で、長く勤められない不安を抱えて仕事をしています。実際に多くの職員が若くして退職しています。退職をくい止め、10日に1回、13時間拘束、夜勤のある職員の労働時間を月36時間に短縮することなど。可能になる水準で制度設計することを求めます。</p>
東京	<ul style="list-style-type: none"> ・骨格提言が示している利用者負担の原則無償化、家族収入認定の撤廃（個人単位で）を一日も早く実現してください。 ・入院時のヘルパー利用を重度訪問介護以外にも広げて欲しい。 ・全面介助が必要な障害者が事業者の負担なく、きちんと雇用され、働き続けられるよう、雇用施策と福祉施策が連携し、支援の谷間をつくりない就労施策を実施してください。そのためにも、まずは就労時におけるヘルパー制度の利用（重度訪問介護等の利用解禁）を実現してください。 ・重症心身障害児者施設や入所施設利用者も移動支援等のガイドヘルパー制度を利用できるようにしてください。また、一時帰宅した際にも介護が保障される制度にしてください。家族介護のみに依存する制度を見直してほしい。 ・入所施設等の暮らしの場を支える職員の人手不足は深刻です。福祉労働者が働き続けられる労働条件を国として整備してください。 ・ヘルパー支援の時間を増やしてほしい。・障害基礎年金を増額してほしい（1級申請中）。 ・社会保障の自然増を抑制せず、社会保障全体を国の責任で拡充してほしい。 ・65歳問題が不安 ・一人ひとりの生き方に沿った制度であってほしい。 ・障害児童の利用者負担の廃止。子育て世帯の支援は政府の方針のはず。
滋賀	<p>今まで経験したことのない新型コロナという感染におびえながら、マスク、手洗い、自由に行動ができないなど、本人も、私も、ストレスがたまっている状況です。娘も私もワクチンは済ませましたが、油断はできません。そんな中、経済も悪くなり、福祉にも影響が出ます。それでも私たち障害者、家族も生活していくかなくてはなりません。少しでも安心して生活ができるよう支援していただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人は53歳になり、現在はデイサービスに月曜から土曜日まで通っています。午後4時ごろ自宅に帰ってくると自分の部屋の自転車を15分漕ぎ、機械の馬に30分程度乗って体を動かしていますが体重は増えています。父親80歳、母親77歳と年齢が高くなってきてますし、以前のようには参りません。視力も全盲ですし、知的障害があるので、両親が家にいるときは付いて歩いています。作業所へ通所するのも無理なような気がして退所しました。 ・一番の不安は、両親のどちらかが倒れたらどうなるのかです。市内に重複の入所施設があり、空きができた時に計画相談員さんが「入所どうですか?」と言われるのですが、本人はコロナなので嫌だと。グループホームの建設にもあまり予算がつかないと聞きました。親亡き後が一番心配なので、重度の人も入居できる暮らしの場・ホームづくりがしっかりできるような予算を取ってください。 ・また、この訴訟のこと、基本合意のことを知らない作業所職員や家族が大勢いますので、ぜひ、知らない人たちにしっかりと知らせていてほしいです。

	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は41歳になりました。父親の私も母親も81歳です。現在も日曜日の夕方からホームに行き、金曜日の作業所終了後に自宅に戻ってきています。コロナになって、土曜日のデイサービスが休止になりました。土曜・日曜のホームヘルプの利用も行ける場所が人数が少ない所などに限定されています。それとヘルパーさん不足で、なかなか土曜・日曜の外出支援がとれないと計画相談の人が言っています。本人はとてもストレスがたまっているようです。そんなストレスもたまっているのか、作業所やホームで他の仲間とトラブルになったりして、大きな声を出して叫んだり、ホームの壁に穴を開けたりして困っています。 ・ヘルパーさんにとっても、ホームの職員さんにとっても、作業所の職員にとってもまだ足りません。法人では、ずっと求人を出しているようですが、なかなか人が来てくれないようです。発達障害で身体の大きなうちの息子のような者を相手にするには若い男性職員が欲しいです。若い職員が働きやすいように、もっと国は応援してほしいです。コロナで非常事態宣言が発令されても、休止ができないホームや作業所はとても大切な仕事なですから。
滋賀	<ul style="list-style-type: none"> ・原告として訴訟に参加し10年以上が経過し、今年で59歳になります。26歳の時に施設入所し、33年間を入所施設で暮らしてきました。この数年の間に心臓を患い、手術を行なっています。最近は加齢に伴って車椅子利用が多くなってきました。高齢になるにつれて健康への不安が募る一方です。 ・彼の暮らしの中で医療的ケアが常時必要になってきたときに施設では看護師の雇用や夜間職員を加配する等、今以上に必要になります。現在の制度設計・水準では、従業員を雇用するだけの十分な保障はなく、法人の自助努力になります。 ・昨今、福祉現場を就職希望する人は年々減少している状況です。このままでは、支援者不足が続き、現在の暮らしの水準までもが脅かされてしまうような危機的な状況だと感じています。 ・地域での暮らし（移行）をするにも受け止めるだけのホームを含む資源が足りない現状です。国の予算も少なく新設も思うように進みません。また、ホーム自体も重度化した人の受け止めに限界があります。 ・骨格提言や障害者権利条約に基づいた“他の者との平等”に向けて、福祉先進国に合わせた制度水準を希望します。 <p>・障害者自立支援法違憲訴訟に娘の補佐人として法廷に立ち、基本合意の締結から早や10年以上が経過しました。82歳になる私の健康にも様々な病が押しよせはじめ、障害、病とつき合いながら日々を送る毎日です。</p> <p>・58歳になった娘はグループホームから生活介護事業所へ元気に通えていますが、てんかん抑制剤の投薬を続け、知的障害があり暮らしの上でも、かなりの見守りと援助を必要とし、今の職員体制の一角でも欠けたらと薄氷を踏む思いです。</p> <p>・2022年4月の「障害者総合支援法」の見直しにあたり、「障害者権利条約」や「骨格提言」そして「基本合意」に立ち返られることを心から望んでいます。</p> <p>なかでも、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設制度の改善、安心して働ける職場に、専門職が配置できる制度に。 ・個々人の生活保障、障害年金の見直し。 ・社会の障害者理解 等が一層すすめられることを願っています。 <p>・基本合意を締結して早や10年余りが経ちました。息子も42歳になり、毎日元気に通所しております。こだわりがあったり、自分の思いを伝えられずに、イライラしたりと毎日試行錯誤で、息子の心を読んでおります。でも、朝になると元気よく作業所のバスに乗り込みます。</p> <p>・仲間たちがよい環境で作業できるのも、職員さんたちの努力のおかげだと思っております。</p> <p>主人は78歳、私は71歳になり、私たちの老後と息子の生活をどのようにバランスをとっていくかが頭の痛い課題です。</p>

広島	<p>国は「障害は自己責任」として障害者自立支援法を施行した。国の社会保障費の予算を削減するためのこの法律がどれだけ多くの人を傷つけ、苦しめたことか。そして私たち当事者の怒りは大きく広がって「この法律は絶対に容認することは出来ない」とみんなが結集して運動した。自ら好き好んで障害を持つ人はいない。誰が考えだしたのか今もって信じられない思いです。</p> <p>和解して基本合意に調印したこと昨日の出来事のように思い出します。国連の障害者権利条約と骨格提言の三本柱を元に福祉制度を確立させて欲しいと思います。</p> <p>予算が無い事は理由にならない。何故なら、軍事予算は年々増額され、5兆円を超えていましたし、大企業には大型減税の実情だからです。消費税は10%に引き上げられ、どんな用途に遣っているのかは国民に明らかにされず、税金の無駄遣いが野放しになっています。この無駄遣いを無くしたら、どれほど社会福祉保障制度が潤うでしょう。今後がすごく不安です。</p>
福岡	<p>国（厚生労働省）は、基本合意・骨格提言を守ってください。</p> <p>1. 事業所の報酬支払について</p> <p>自分が通う事業所の法人内で、今年、新型コロナウイルス者が1名出了しました。事業所は、2日間休みでしたが、ひとり暮らしをされている仲間の支援に、職員は出勤して支援にあたっていました。事業所が休みでも、働いている職員がいます。でも、非常事態（台風・地震・災害等）で、事業所が休みの時は、日割り計算ですので、収入がありません。</p> <p>もう、日割り計算を廃止し、月割り計算を復活させてください。</p> <p>2. 食事提供加算・送迎加算について</p> <p>以前、事業所の利用者の自治会の勉強会で、食事提供加算・送迎加算がなくなるかもしれないと言ふと、利用者から、「いつも楽しみにしている給食がなくなるの？どうしよう。」「送迎がないと事業所に来られないよ。」と言った声がありました。今後も、食事提供加算・送迎加算の継続をお願いします。</p> <p>3. 65歳問題</p> <p>もうすぐ65歳になる利用者は、65歳になると介護保険が優先されてヘルパーの時間が少くなり、生活できないのではないかと、不安でいっぱいです。65歳になっても障害はなくならないので、今までと同じ生活をおくれるようにしてください。</p> <p>4. 新型コロナウイルスについて</p> <p>約1年半、事業所でも外出できなかったり、生産活動の販売を縮小したりして、皆、我慢をしています。来年は、以前のように外出や販売活動に行きたいと思っています。</p> <p>今、新規感染者が減少傾向です。今のうちに医療体制の確保などを整備して、私たちが安心して外出・販売活動できるようにお願いします。</p>
	<p>元原告の息子は「あ～あ～母ちゃんと東京に行ったけど、何も変わらんね！！それよりもっと悪くなってる」と言うでしょう。あれから10年もたちましたが、通っていた作業所でたたかれて適応障害となり早3年がたとうとしています。</p> <p>安心して通える場が保証されていない。今、元原告の息子はやっと探した二つの作業所と生活介護に通ってはいますが…壊された心は戻らず、未だに前出来ていたことが全くできなくなり、おふろに入った時、食事の時、特に「あ～あ～、う～う～、よしいかんよ、バカが、迎えに来んよ、やめさせるよ、ノコギリ…etc」大声で吐き出し、まさしく気が狂った…様子でいます。私たち家族も気が狂いそうです。</p> <p>国はちゃんと保証してください。施設への日払いや、もろもろの改悪でどんどん職員はやめ、とうとうシルバー人材センターから来てもらっていると聞きます。この劣悪な状況ではちゃんとした作業所の運営など望むべくもありません。こんな状態で何が障害者権利条約ですか！？批准したことを忘れないでください？国はいつまでも親や支援者の善意にのみ乗っかって障害者の人生を保障することを無視するような政策はやめてください。</p> <p>人権は？障害者にはないのですか！？</p>

訴訟団あいさつ

家平 悟 東京・元原告

2010 年 1 月 7 日、私たち自立支援法違憲訴訟団と国・厚生労働省が結んだ基本合意から 11 年が経ちました。訴訟団では、基本合意を実現するために、昨年 1 月に基本合意 10 年の全国集会を開き、また、今年 9 月には「自助の強要は人権を脅かす！～国は基本合意を再確認し、骨格提言の実現を」のオンラインシンポジウムを開催してきました。そこで確認されたことは、「人権が守られ、誰もが生きがいを持って暮らせるように」であり、このことを「『自助・共助』政策でごまかすのではなく、国の責任で行うべき」ということです。

コロナ危機が長期にわたり、社会保障や福祉制度の必要性・重要性があらためて再確認されています。国民の命と暮らし、人権を守る国や自治体の役割が大きく問われている中で、人権保障の具体化を示した、基本合意文章と骨格提言に基づく「障害者総合福祉法」を今こそつくるべきだと考えます。そして、この方向は裁判で確認された国約です。

現在、厚生労働省においては、社会保障審議会「障害者部会」において、障害者総合支援法の改正に向けた議論を行っていますが、私たち訴訟団は団体ヒアリングにさえ呼ばれておらず意見表明する機会を与えられていません。また、厚生労働省が提案した議論の中身は、非常に狭い範囲であり、限定的な見直しに止まっています。基本合意で指摘した利用者負担や支給決定、報酬支払い方式のあり方をはじめ、介護保険優先原則（法 7 条）の廃止と選択制の導入、支給量保障の問題等々の自立支援法以来続いている法の根本的な問題をあらためようとした国の姿勢には憤りを感じざるを得ません。

私たち 71 名の原告はこれまでに 10 名が他界されました。原告をはじめ、裁判の補佐人として支えてくれてきた家族も高齢化してきています。家族依存から脱却する法制度への一刻も早い転換を求めるとともに、障害をもって生きる私たちの人間としての尊厳と誇りが守られるよう、「支援」ではなく「保障」する法制度を一日も早くつくってください。

今日の第 12 回目の定期協議では、基本合意・骨格提言が示す法の理念・制度の根本的な見直しを実現していくことを確認させていただくとともに、介護保険優先問題をはじめ、就労時ヘルパーや入院時ヘルパーの利用、報酬の日払いやグループホームの見直し問題等、当面の早急な見直しを必要とする要望もあげています。日本も締約国となっている国連・障害者権利条約を実行していくためにも、各要望をしっかりと受け止めていただき、法改正に反映していただくことをお願いいたします。

最後に、総合支援法の改正は、来年の秋以降に延期されることが 11 月 29 日の障害者部会で提案されました。そうであるならば今一度、自立支援法の反省の原点に立ち返り、自立支援法の一部改正に止まった総合支援法の改正ではなく、公的責任を明確にした骨格提言に基づく障害者総合福祉法につくり直す議論をしていただくよう強く要請いたします。

みなさん、こんにちは。

私の今の生活状況、主に重度訪問介護に関わる発言をさせてもらいます。

昨年の夏に支給量を増やせないかと考え、お世話になっている弁護士さんに申請にかかる意見書を作成してもらうために介護記録表を昨年8月1日から今年1月31日までつけました。そうすると31日の月で1日が土曜日から始まる月は、日曜日の日中10時から15時まで、ヘルパーが不在の時がありました。

昼食は勿論食べられないし、天井からひもにひっかけお茶を飲むのですが、ボトルが回転してなかなか飲むことができません。トイレも車椅子の座面を約15センチ以下にすると右股関節に激痛がおこり、緊張のため失禁してしまうことが多いです。ヘルパーが不在の時に限って便失禁をしてしまいます。平日も15時から18時まで単独（待機時間）の時が多く、家の近くのショッピングセンターで過ごしています。少しうとうと睡ってしまうことがあるのですが、通行人に声をかけられるとびっくりして起きることとなり身体中に緊張がはしり、痛いです。

国は不要不急の外出は控えてくださいと言っておりますが、時間数が足りない私は家に帰りたくても帰ることができません。また国はマスク着用を言っておりますが、マスクをすることが難しいのです。夜中にふと、仮に私がコロナにかかってしまうと死に至るのではないのだろうか・療養生活の時は誰が面倒を見てくれるのだろう・後遺症は、副反応はどうなるだろう等、いろいろと考え込んでしまうようになりました。主治医の先生に睡眠導入剤を処方して頂き、たまに服用する生活です。ワクチン接種が終わり一安心していますが、まだまだ不安はあります。

他にもヘルパーの入る時間によって夕食時間が変わることや電動車椅子の利用に欠かせない左手の操作性・判断力・俊敏性・洞察力が落ちていて、何時事故をするかもしれません。

毎日毎日待ち続けてやっと10月26日に682時間と記入してある受給者証が送られてきました。国と約11年前に和解してからやっと一步前進した思いです。

必要な人に必要な支援を整えるのは、国・自治体の仕事ではないでしょうか。

また、私の収入源は障害基礎年金と特別障害者手当で、一ヶ月で11万余りです。

私の友達は、全てが生活保護を利用して安定して暮らすことが出来ています。しかしながら持ち家の私は十分なサポートが受けることが出来ません。なぜ格差が生じるのでしょうか。

美味しいものを食べたい、おしゃれな洋服を着たい、たまには旅行に行きたい等、あたり前の普通の生活を送る上ではもっと経済的な支援が必要です。基礎年金の引き上げ（一月15万円）等の対策を取ってください。

最後に室内で利用している15年前に助成金と自己負担で購入した、リフト付き車椅子がいつ壊れてもおかしくない状態です。福祉用具に枠がないので買い換えることすらできまず困っています。福祉用具の補助額の見直し等を実施してください。

第12回定期協議（2022年1月11日）

村田 勇 埼玉・元原告

みなさんこんにちは。

僕は、埼玉県日高市に有る「かわせみ」のしゅうろうけいぞくB型ではたらいている村田勇といいます。自立しえんほういけんそしょうの元原告です。

今日ぼくは、国がすすめようとしているグループホームの見直しについての意見を話したいと思います。

ぼくは、グループホームに入って今年で10年目になります。ぼくが、グループホームに入った理由は、なん病を3つもっていて、それをなおすためです。

なん病は、若年性かんせつリュウマチとかいようせいだいちょうえん、とうによう病の3つです。この病気をなおすために、毎日きちんとくすりをのむ事や食事をきそくただしく、たべる事が大切です。実家に居る時は、くすりをのみわすれたり、まちがえてのんだり、食事もぼういんぼう食してしまい、病気がだんだんわるくなってしましました。

今は、グループホームのしょくいんのしえんも有り、病気もだいぶ良くなって来ています。いつときは、病気もよくなりいっぱいしゅうろうもしましたが、げんいんふめいで、手がぱんぱんにはれて入院を2ヶ月しました。その事でしごとはクビになってしまいました。

今、国は、しうがいの軽い人のグループホームの利用きかんをみじかくしようとしていると聞いています。その事を聞いてビックリしたし、おどろいています。

グループホームは、ぼくにとっては、けんこうに生き、はたらくための大切な生活の場です。しうがいが軽度だからといって、本人のどういもなしに、利用きかんをかってにきめないで下さい。

僕は、こうろうしうの、かんがえを知ってから、夜もねむれなくなってしまいました。かわせみの仲間も、しんばいをしています。

ぼくは、これからも、グループホームの仲間たちとたのしくすごしていきたいです。

一人ぐらしにはぜんぜんきょうみがありません。

小山 富士夫 奈良・元原告

僕は、自立支援法そしょのげんこくです。

10月1日に65才になりました。夏ごろから介護保険にいってください、といつぱいつうちが来て、電話もいろんなとこからかかってきて、すごくなやんでかんがえて、わからなくなって、苦しくなりました。

要支援1になって、今まで、ヘルパーの時間は1時間半あったのが、65才になつてから45分になりました。時間がへったのに、利用料がかかるようになりました。時間が短いのでヘルパーさんに、野菜のことを教えてもらったり、がんばってることをほうこくしたり、相談をうちあけるようなゆっくりはできません。さみしくなりました。

しりよく障害者の人のこまつた声も、少しずつきこえています。介護保険になつたら支援がすごくへってしまいます。かんがえてほしいです。

作業所の仲間も、65才になれば、やめさせられるのは、なつとくがいきません。僕は、仲間が65才をすぎても、70才になってもはたらかしてあげてほしいです。給料もコロナで減っています。上げてほしいです。障害者しせつも、65才になればいきばがありません。老人のデイサービスのところは合いません。このことを、厚労省は考えてください。

それから、いりょうのお金はさげてほしいです。お金がないと不安になります。と、僕はおもっていますので、厚労省はかんがえてください。

もう一回裁判して、弁護士さんにもついてもらって、話をしたほういいです。僕はみんなと、仲間と、たたかったほうが、なつとくいくまでがんばりたいと思います。

厚労省は、基本合意の約束をまもってほしいです。

私の65歳問題

今泉 勝次 兵庫・元原告(視覚障害)

私は介護保険課からお知らせが来たのは、65歳になる誕生月の一ヶ月前ぐらいでした。

慌てて介護保険を申請しないとそれまで利用していたホームヘルパーさんに来てもらえないくなるのではないかと思い、要介護認定を受けました。その結果は、要支援1でした。

これでは困るので、要介護認定判定の変更手続きをしました。なぜ困るかというと、65歳になつても体には変化がなかつたし、視覚障害だけなので、65歳以降も引き続いて、障害福祉サービスを利用したいと考え、介護保険に切り替える気持ちにはなれなかつたからです。

例えば、介護保険と障害福祉サービスとではヘルパーさんが入ってくれる時間が違います。障害福祉サービスでは1回来てもらっても2時間は代筆や汚れた部分の掃除など、見えなければできない部分をカバーしてもらっています。しかし、介護保険では時間が短いので足りないと何人かの方から話を聞いていました。

なぜ、要介護認定の変更手続きをしたのかというと、不服申請は時間がかかるからです。

これは家内が介護保険を受けることになった経験が生かされました。また、開示請求や再審査請求の件も家内の経験が生かされました。

要介護認定判定の変更手続きをし、区役所の担当者とやり取りの結果、非該当になりました。3年後の変更のときも65歳のときと同じように要支援1でしたが、今年初めて非該当の通知が届いたのです。

以前の2回も非該当で通知が来てくれれば、区役所、安心すこやかセンター(介護保険に関する相談窓口、事業所)に相談することなどなかつたと思います。

介護保険の認定調査項目には「見えにくい」はありますが、「見えない」という項目はありません。視力がないということで、要支援という判定通知が来るのにはどうしても納得がいかなかつたです。

現在、私は神戸市垂水区の身体障害者相談員をしていますが、視覚障害者で65歳問題で相談を受けたのは区内の方4人。他の区からも3人の方から相談を受け、それぞれにアドバイスしました。

その結果は、垂水区の方で私が区役所まで付いていった3人は非該当になりました。一人で行った方は要支援2のままだったようです。他の区の方はなかなか厳しくて3人とも要支援1か2のままでした。

先月、障害者の65歳問題で負担軽減策の利用が低調というのをネットで見ました。2020年9月末時点での自治体当たりの利用者は平均3.4人のようです。私が思うには、利用者への周知が不十分ではないかということです。ただでさえ視覚障害者は、情報障害者とも言われています。

この負担軽減策は、介護保険優先原則によって急に自己負担が増える「65歳問題」への対策とされています。所定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護など）を継続して5年以上利用していること、障害支援区分が2以上であること、65歳以降、介護保険の訪問介護や通所介護など所定のサービスを利用することが支給の要件というのも問題なのではと思っています。

そもそも、65歳になったからといって、障害がなくなったり収入が増えたりはしません。65歳を機に強制的に介護保険に誘導されるのは、「不幸なトラブル」が続くということであり、大いに不満です。

厚労省は65歳以上の障害者を一律に介護保険に移すのではなく、個別に判断するよう通知しているのに、市区町村によって判断がまちまちとなる現状はおかしいと強く思います。

第12回定期協議（2022年1月11日）

宇都宮 かおり 滋賀・元原告補佐人

元原告、宇都宮真輔の母親の宇都宮かおりです。

真輔は、重度知的障害者で43歳になり、今年の3月から障害者支援施設に入所することができ、ようやく親と子どもの各自の自立した生活を送れるようになりました。以前からショートステイを利用している体験はありましたが、施設での生活にも馴染んで元気な日々を送っていると聞き安心しています。

親として気になるのは、特に夜間の職員配置が少ないことに不安を感じています。息子の入所している施設は40人定員で夜間職員の配置基準は男子棟1名、女子棟1名の計2名だそうですが、入居者の重度化、高齢化、排せつ介助などで各2名の計4名で対応されているとのことです。その2名分は法人の持出しとのこと。

万が一自然災害が起こった時少ない職員で利用者を安全に避難できるのだろうか。災害に限らず急な体調不良に見舞われた時などなど、考えると不安になります。看護師さんの夜間配置などを希望するもすべて法人の努力のことです。

職住分離といった日中活動と暮らしの場の職員を分けてより“あたりまえの暮らし”に近づけるために職員配置はより多く必要です。

長期に及ぶコロナ禍で、意思疎通が困難な利用者にとっては厳しい状況下におかれました。健康管理にも神経をすり減らし施設を利用できない事態も。施設にとっては利用者が数日利用できない場合も、他の利用者の対応やケアが必要で職員(パート職員含む)を休ませることはできません。以前真輔がお世話になっていた通所の法人では、日割り方式の導入により、真輔が休むと収入が減って法人に迷惑をかける…と気兼ねしなければならない現状がありました。特に今回のようなコロナ禍での感染症対策等全国の施設で厳しい運営に陥ったと思います。

私たち家族の思いは、利用者が安心安全に有意義な活動ができる事を願っています。そして、常に支えていただいている職員のみなさんが心身ともに健康で活動して頂く環境が利用者にとって何よりも幸せなことです。

昨今、福祉現場を就職希望する人たちは、年々減少している状況です。このままでは支援者不足が続き、現在の暮らしの水準も維持できなくなるのではと感じています。災害やコロナなどがあった時だけ一時的な対応を講じても問題はいっこうに解決しません。

報酬の支払い方は日払いをやめて骨格提言を尊重してください。

職員の処遇・地位向上、働きがいのある環境を整えてください。

当事者・家族・現場の声を真摯に受け止めてください。

基 本 合 意 文 書

平成 22 年 1 月 7 日

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と 国（厚生労働省）との基本合意文書

障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら 71 名は、国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至ったものである。

一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定

国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成 25 年 8 月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。

二 障害者自立支援法制定の総括と反省

1 国（厚生労働省）は、憲法第 13 条、第 14 条、第 25 条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。

2 国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。

3 今後の新たな障害者制度全般の改革のため、障害者を中心とした「障がい者制度改革推進本部」を速やかに設置し、そこにおいて新たな総合的福祉制度を策定することとしたことを、原告らは評価するとともに、新たな総合的福祉制度を制定するに当たって、国（厚生労働省）は、今後推進本部において、上記の反省に立ち、原告団・弁護団提出の本日付要望書を考慮の上、障害者の参画の下に十分な議論を行う。

三 新法制定に当たっての論点

原告団・弁護団からは、利用者負担のあり方等に関して、以下の指摘がされた。

- ① 支援費制度の時点及び現在の障害者自立支援法の軽減措置が講じられた時点の負担額を上回らないこと。
- ② 少なくとも市町村民税非課税世帯には利用者負担をさせないこと。
- ③ 収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定すること。

- ④ 介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること。
- ⑤ 実費負担については、厚生労働省実施の「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果を踏まえ、早急に見直すこと。
- ⑥ どんなに重い障害を持っていても障害者が安心して暮らせる支給量を保障し、個々の支援の必要性に即した決定がなされるように、支給決定の過程に障害者が参画する協議の場を設置するなど、その意向が十分に反映される制度とすること。
そのために国庫負担基準制度、障害程度区分制度の廃止を含めた抜本的な検討を行うこと。

国（厚生労働省）は、「障がい者制度改革推進本部」の下に設置された「障がい者制度改革推進会議」や「部会」における新たな福祉制度の構築に当たっては、現行の介護保険制度との統合を前提とはせず、上記に示した本訴訟における原告から指摘された障害者自立支援法の問題点を踏まえ、次の事項について、障害者の現在の生活実態やニーズなどに十分配慮した上で、権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論や、「障害者自立支援法の施行前後における利用者の負担等に係る実態調査結果について」（平成21年11月26日公表）の結果も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく。

- ① 利用者負担のあり方
- ② 支給決定のあり方
- ③ 報酬支払い方式
- ④ 制度の谷間のない「障害」の範囲
- ⑤ 権利条約批准の実現のための国内法整備と同権利条約批准
- ⑥ 障害関係予算の国際水準に見合う額への増額

四 利用者負担における当面の措置

国（厚生労働省）は、障害者自立支援法廃止までの間、応益負担（定率負担）制度の速やかな廃止のため、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児の保護者につき、障害者自立支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする措置を講じる。

なお、自立支援医療に係る利用者負担の措置については、当面の重要な課題とする。

五 履行確保のための検証

以上の基本合意につき、今後の適正な履行状況等の確認のため、原告団・弁護団と国（厚生労働省）との定期協議を実施する。

障害者自立支援法違憲訴訟原告団



秋保 喜美子



障害者自立支援法違憲訴訟弁護団 代表

川村桂子



厚生労働大臣

長妻 明



要 望 書

内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫 殿
厚生労働大臣 長 妻 昭 殿

障害者自立支援法訴訟団

2010年1月7日

私たち原告は、生きるために必要不可欠な支援を「益」とみなし「障害」を自己責任とする仕組みを導入する障害者自立支援法（以下「自立支援法」）等を廃止させるため訴訟を提起しました。

国は自立支援法の廃止を約束し、訴訟における私たちの主張を今後の障害福祉施策に生かすことを約束し、私たちと基本合意を締結しましたが、同基本合意文書に明記した事項に付随する障害福祉施策における課題は多く存在します。

次に挙げる広い意味で本訴訟に関連する課題について、国として議論を尽くし、責任をもってその解決のため万全を尽くしていただくよう、私たちは強く求めます。

1 障害福祉制度の根本問題

（1）契約制度のもつ根本的問題の解消

契約制度について、次のような批判があります。「公的責任が後退した」、「契約にたどり着く前に福祉から排除される」、「利用料の滞納により支援を打ち切られる」、「協働関係に立つべき福祉事業所と利用者に対立構造をもたらした」、「福祉が商品化した」。このような障害者の声に耳を傾け、障害者の権利行使としての公的支援制度を構築し、福祉を市場原理に委ねる「商品」と考えず、人権としての福祉はあくまで公的責任で実施されるという理念に立つ根本的な制度改革を望みます。

（2）介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）の廃止に向けた抜本的見直し

障害福祉施策において応益負担を廃止しても障害者が65歳になると介護保険により1割負担を強いられる矛盾を国は直視し、介護保険優先原則（障害者自立支援法第7条）及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成19年3月28日）（障企発第0328002号・障障発第0328002号）における

「① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される」との規定を廃止して下さい。

（3）扶養義務の見直し

障害者支援は公的責任で行なわれるべきであり、家族責任を強いてはなりません。

民法の扶養義務を根拠に障害児者支援のための費用を家族に負担させる制度の根本的な制度改革を実施して下さい。

（4）障害者福祉の社会資源の充実、基盤整備

障害福祉事業は報酬単価が低廉であり、全国各地において、事業所、有資格ヘルパー等が著しく不足しており、結果として、障害福祉施策を利用できない障害者が多数存在します。

「サービス契約」方式が許されるのは、国が憲法に基づくナショナルミニマム保障義務として、全国で社会基盤整備を尽くすことが前提です。

障害福祉施策を利用できない障害者が生まれないように、事業者、ヘルパー等の基盤整備を尽くしてください。

(5) 障害者の所得保障

障害者が地域社会で当たり前に生きていけるように、障害基礎年金の増額や手当の給付など所得保障制度を確立してください。

(6) 社会参加支援の充実

乳幼児や学齢期の障害児の支援、働く障害者への支援、障害者の子育て支援、障害児を持った親の支援など、すべてのライフステージのニーズに即した社会参加に制限のない支援を充実してください。

(7) 障害者のニーズにあった補装具支給制度の抜本的見直し

障害者の日常生活・社会生活支援のための補装具につき、必要性や規格の認定、支給額の決定などについて、各障害者のニーズにふさわしいものとなるように、現在の認定制度や基準を抜本的に見直すこと。

2 利用者負担の問題

(1) 障害福祉施策は人権保障として実施されるべきことに鑑みれば、障害があることを理由とする利用者負担をするべきではありません。

現状を前提としては、緊急に非課税世帯での無償化が実施されることとともに、課税世帯においても、法の下の平等に反しない利用者負担が緊急に検討されるべきです。

また、利用者負担について、次の要望をします。

- ・ 自立支援医療、補そう具の自己負担について、無償として下さい。
- ・ 子どもの権利条約第23条第3項に基づき、障害児の支援は無償として下さい。
- ・ 児童福祉法における応益負担を直ちに廃止してください。
- ・ 「働きに行くのになぜ利用料を取られるのか」との声を真摯に受け止め、就労支援施策においては無償として下さい。

(2) 収入認定の見直し

「利用者負担」の収入認定において、障害者年金、障害者手当等、就労、就労支援による所得、工賃等は全て除外して下さい。

3 緊急課題

(1) 実費自己負担の廃止

厚生労働省が新政権下において2009年11月に実施した実態調査でも、自立支援法導入に伴い「食費・光熱水費」等の実費の負担が障害者の生活を苦しめた事実が確認できます。

新法制定においてはもちろん、新法制定前の政省令改正等の暫定措置により、「食費、人件費等のホテルコスト」名目の自立支援法の福祉施設及び児童福祉法に基づく障害児者施設での実費自己負担を緊急に廃止して下さい。

(2) 報酬支払い

自立支援法の日払い制度が福祉を破壊したとの原告らの声を真摯に受け止め、事業所報酬の支払いを原則月払いに早急に戻してください。

(3) 就労移行支援の期限の廃止

就労移行支援が2年間の期限付き支援であるため、期間内に就労出来なかった利用者の行き場がない現実があり、「自立」を阻害しています。直ちに就労移行支援の期限を撤廃してください。

(4) 地域生活支援事業の地域間格差の解消

地域生活支援事業は、自立支援法上、市町村・都道府県が行うものとされているため、事業の質、量、負担の程度について、大きな地域間格差があるのが実情です。この地域間格差を解消し、自己負担を廃止するために、根本的な制度的・財政的な改革を行ってください。

4 当事者参加と検証

(1) 利用者負担を理由に退所していった利用者の実態調査

厚生労働省の2007年2月21日公表の自立支援法の利用者負担により退所、利用抑制を強いられた人の調査結果があります。その結果によれば、利用者負担を理由に退所した人が1625名認められるにも関わらず、これについて何らの救済をしていないことは国が非難されて然るべきことです。

これらの人々の実態調査をすみやかに行い、必要な支援を行い、その権利と生活の安定を復活させてください。

(2) 新法制定過程の障害当事者の参画

新法制定過程の障害当事者の参画においては、障害当事者はもちろんのこと、最重度の障害者など意向を表現することが難しい人についても、その意向を反映できる関係者が参画することを望みます。

(3) 新法制定過程での私たちの参画

「障がい者制度改革推進本部改革推進会議」の下の自立支援法に替わる総合的な法制度を議論するための「専門部会」に私たち訴訟団が推薦する者を選任して下さい。

(4) 検証会議の立ち上げ

自立支援法に関し「なぜ誤った法律が制定されたのか」を調査、確認するための「検証会議」を設けて真相を解明して下さい。二度と同じ過ちを繰り返さないために不可欠です。

以上

なお、「障害者自立支援法訴訟団」とは

- ① 原告団 ② 弁護団 ③ 「障害者自立支援法訴訟の勝利をめざす会」の3者で構成されます。
- ①は 障害者自立支援法違憲訴訟を福岡、広島、岡山、神戸、京都、大阪、和歌山、奈良、滋賀、名古屋、東京、さいたま、盛岡、旭川の14地方裁判所に提起している原告70名（厳密には東京地裁での損害賠償請求訴訟を提起している障害児の父親1名を加えると71名）を指します。
- ②は上記訴訟の原告訴訟代理人団170余名です。
- ③は上記訴訟支援団体であり、詳細はHP「http://www.normanet.ne.jp/~ict_jd/suit」にて公開しております。

障害者自立支援法違憲訴訟団の活動及び障害者法制度改革等の経過

2005年	10月31日	障害者自立支援法 成立
2006年	4月1日	障害者自立支援法 施行
	12月13日	障害者権利条約 国連で採択
2007年	9月28日	障害者権利条約 日本が署名
2008年	6月3日	全国一斉 免除申請
	7月15日	全国一斉行政不服審査
	10月31日	全国一斉提訴
2009年	12月8日	障がい者制度改革推進本部の設置
	12月15日	同推進会議設置
2010年	1月7日	障害者自立支援法違憲訴訟団と国との <u>基本合意</u>
	4月21日	障害者自立支援法訴訟 東京地方裁判所にて全ての訴訟が終結 & 第1回 定期協議
	12月15日	第2回 定期協議
2011年	7月29日	改正「障害者基本法」の成立 8月5日施行「障害者の医学モデルから社会モデルへ」
	8月30日	「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」(「骨格提言」)
	12月13日	第3回 定期協議
2012年	6月20日	「障害者総合支援法」成立 12月1日 「虐待防止法」施行
2013年	3月28日	第4回 定期協議 (自公政権と初)
	4月1日	障害者総合支援法施行
	6月19日	障害者差別解消法及び障害者雇用促進法改正法 成立
	11月21日	第5回 定期協議
	12月4日	国会が障害者権利条約の批准承認
2014年	1月20日	日本が140番目の障害者権利条約批准国に
	2月19日	障害者権利条約の国内法的効力が発効。
	9月19日	第6回 定期協議
2015年	6月29日	第7回 定期協議
	11月10日	全国集会 &記者会見
	12月14日	厚労省 社会保障審議会 障害者部会「3年後見直しに関する報告書」
2016年	3月1日	政府 障害者総合支援法一部改正法案上程
	4月21日	日比谷野音 大集会 デモ行進 厚労省要請 記者会見
	5月25日	3年後見直し法可決 訴訟団声明
	12月12日	第8回 定期協議
2017年	4月13日	「国による『我が事・丸ごと』政策推進に対する意見」を首相と厚労大臣に提出
	7月7日	厚労省 報酬改定ヒアリングに参加
2018年	3月26日	第9回 定期協議
2019年	9月25日	第10回 定期協議
2020年	1月7日	基本合意10年全国集会
	3月2日	第11回定期協議予定が新型コロナで延期に
	7月16日	厚労省 報酬改定ヒアリングに参加
	11月9日	第11回 定期協議:ウェブ方式開催
2021年	9月8日	訴訟団主催「オンラインシンポジウム 自助の強要は人権を脅かす!」開催
	12月6日	第12回定期協議予定が国会召集日と重なり延期
2022年	1月11日	第12回 定期協議:ウェブ方式開催